



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

大阪府中央区道修町 1 丁目 6 番 7 号
株式会社 ODK ソリューションズ
代表取締役社長 西井 生和
(コード番号: 3839 東証 JASDAQ)
問い合わせ先: 総務部長 作本 宜之
電話番号: (06) 6202-0413
U R L : <http://www.odk.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設し、以降の条数を繰り下げるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行にともない、補欠監査役の予選に関する規定の項数を変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

株主総会開催予定日	平成 28 年 6 月 28 日 (火)
効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第16条～第31条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第33条～第43条 (条文省略)</p> <p>付 則 (施行年月日)</p> <p>第1条 本定款は、平成26年6月25日から改定施行する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第34条～第44条 (現行どおり)</p> <p>付 則 (施行年月日)</p> <p>第1条 本定款は、平成28年6月28日から改定施行する。</p>

以 上